

# 令和8年三春だるま市出店取扱要領

令和7年11月  
三春町

## 1 出店資格

- (1) 福島県内在住者で、暴力団関係者以外であること。
- (2) 三春町（以下「町」という。）が認めた者。

## 2 出店申込み

出店希望者は、出店申込書（様式1）に必要事項を記載し、出店料10,000円及び道路使用許可申請書を添え、観光振興業務受託者（株）三春まちづくり公社に申し込むこと。

だるま販売者は、出店料の他に「古だるま」処分手数料5,000円を併せて納入する。

## 3 出店審査及び受理

出店申込みがあった場合は、田村警察署及び町で出店資格の審査を行い、条件を付して受理するものとする。

受理された者には、出店申込書受理通知書を発行し、道路に出店する場合には田村警察署に道路使用許可申請を行い、その許可証をだるま市当日に手渡すものとする。

## 4 出店条件

出店者は、特に次のことを遵守しなければならない。

- (1) 出店者（出店申込みをし、出店申込みを受理された者）は、自ら在店しなければならない。
- (2) 出店者は、他の出店者及び来場者とのトラブルを起こしてはならない。
- (3) 出店者は、出店申込書の記載内容と異なる行為及び虚偽の申込みをしてはならない。
- (4) 出店者は、常に自らの出店場所及びその周辺の整理整頓を行うとともに、出店終了後は清掃し、ゴミは持ち帰らなければならない。

## 5 出店取消

出店者が次の一つに該当した場合、直ちに出店資格を取り消し、出店を中止せることがある。

- (1) 出店条件に違反した場合
- (2) 田村警察署及び町が特に不適当と認めた場合

## 6 出店場所

出店申込書を受理された者は、出店当日の所定時間に出店場所の指定を観光振興業務受託者（株）三春まちづくり公社より受けること。

なお、出店場所は、交通規制区域内等で、町が指定した場所とする。

## 7 出店受付

だるま市当日、係員が各出店者に必要書類を配るため受付は必要ない。

交通規制開始午前9時前に、荷物の積み下ろしや路上駐車などによる交通の妨げになる行為は禁止する。

## 8 出店時間

令和8年1月18日（日） 午前10時から午後4時まで  
出店品がなくても、出店時間内は留まること。

## 9 出店者駐車場

主催者の指定した場所とする。

## 10 その他

以上のほか、出店者は次のことに留意しなければならない。

- (1) 出店の申込みは、令和7年12月3日（水）～12月12日（金）午前9時から午後5時まで、観光振興業務受託者（株）三春まちづくり公社観光部において受け付けする。（郵送の際は、12月12日までの消印有効。）出店料は、持参、現金書留、または銀行振り込みにより納付する。郵送料、振込手数料は出店者負担とする。

金融機関名：福島さくら農業協同組合 支店名：三春支店  
口座番号：普通口座 0044206  
(株)三春まちづくり公社

- (2) 出店申込書の記入にあっては、1コマ（1台）ごとに必要事項を記載し提出する。また、出店の手伝者（従事者）がいる場合は、その住所、氏名、生年月日も記載し、出店品目は具体的に記載しなければならない。原則として1コマ（1台）につき1品目とする。なお、出店申込後の品目の変更は認めない。  
必要事項に記載がない場合は、受理されないことがある。
- (3) 露店の1コマの大きさは、原則として3m×1.8m（10尺×6尺）となり、それ以外はその旨を申込書に明記する。なお、出店コマ数に限りがあるため、1人で複数のコマの申込みがあった場合、受理されないことがある。  
※始点は、歩道と車道の境目とする。
- (4) 移動販売車（キッチンカー）1台の大きさは、原則として小型の車両を使用すること。（大型車両や牽引車は要相談。）  
想定する移動販売車の概寸：全長約3.6m、高さ約2.5m、幅約1.5m程度
- (5) 出店申込みの受理については、地元の出店者、前年出店者の順に優先して認めるものとする。出店申込みを受理されなかった場合、出店料は返戻する。なお、出店申込みが受理され、その受理日以降は、出店料を返戻しない。
- (6) 出店者で、駐車場を使用する場合は、町が指定した場所に整然と駐車すること。
- (7) 電源は、照明等のソケット（200W）として使用すること。その他容量を越える器具を使用する場合は、各自発電機等を持参すること。守れない場合、ブレーカーが落ち、他の出店者にも迷惑をかけることとなるので特に注意すること。  
発電機等、ガソリン等の取扱に特に注意すること。
- (8) 荒天によりイベントが中止となった場合は実経費を差し引いた出店料を返金する。  
ただし、天災・社会事情等のやむを得ない中止の場合は、出店料は返金しない。

## 11 火気の取扱について

- ア ガスコンロ、発電機等の対象火気器具等を使用する場合には、消火器を準備した上で使用する。また、「露店等開設に伴う使用火気器具等確認書」に使用台数等を記載すること。
- イ コンロは不燃物の台に設置する。
- ウ コンロの周囲に可燃物を置かない。
- エ コンロの周囲を囲う板は、石膏ボードなど不燃材にすること。
- オ ガスボンベの取扱には、十分注意すること。